

國學院大學學術情報リポジトリ

伊勢神宮膝下所領の構造：
伊勢国多気郡常吉戸を事例に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永沼,菜未, Naganuma, Nami メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000437

伊勢神宮藤下所領の構造

——伊勢国多気郡常吉戸を事例に——

永沼葉未

はじめに

伊勢神宮（以下、神宮）の経済基盤は、律令制下では国家から給付された神戸と神田によって成り立っていた。とくに伊勢国内では神郡とよばれる大規模な神戸群が設置され、なかでも鎮座地に近い度会・多気両郡は早くから神宮による行政権の行使がおこなわれていた。¹⁾ 寛平九年（八九七）飯野郡が神郡に加えられ（「神三郡」）、一〇世紀に員弁・三重・安濃郡、一一世紀に朝明郡、最後に文治元年（一一八五）に飯高郡が加わり、国内八郡（「神八郡」）が神宮の直接管轄下におかれた。

中世神宮領研究の分野では、諸国に分布する御厨・御園を中心とした研究が多く蓄積しているが、この神郡もまた中世の神宮経済を支える基盤の一つとして機能していた。鈴木国弘氏は中世を「御厨・御園の時代」とのみ規定して神郡に目を向けないことの危険性を喚起しており、その指摘は現在でも多くの示唆を含んでいる。²⁾

中世神宮領の構造について研究史上重要なのは棚橋光男氏の一連の論考である。棚橋氏は、神宮による神郡の土地所有について、神郡に対する国衙行政権的支配権の行使によって維持されていた封戸・公治田・職位田といった土地

制度は一一世紀中後期に解体し、戸田・神田・常供田・御厨・御園などに再編されたことを指摘した。⁽³⁾ 当該期の社会全体の傾向として、一一世紀は寺社に対する国家的給付が廃絶し、大寺社を中心に自領に対する領域支配が展開する画期として早くから注目されているが、棚橋氏の研究成果により神宮においても古代的土地所有が中世荘園へと再編されたことが明らかになったことで、神宮領研究は中世荘園制史研究のなかに位置づけられた。

棚橋氏は、一一世紀中葉以降に禰宜・権禰宜層（内宮は荒木田氏・外宮は度会氏）が独自の権力体（「禰宜庁」）を形成したことを重視したため、土地制度の再編主体を禰宜・権禰宜層とした。勝山清次氏は、戸田・神田・常供田は律令制下で神郡の行政権を握っていた祭主・官司によって神郡が再編成された結果成立した所領区分であり、禰宜らの管轄下にあったのは御厨・御園に限られると整理している。⁽⁵⁾

九〇年代初頭、中世内乱史研究会は神社領研究を総括し、神宮領研究を荘園公領制研究に位置づける必要性を提起した。⁽⁶⁾ なかでも神宮領を題材とした勝又壽久氏は所職補任や作人編成から戸田の給田体制を、鎌倉佐保氏は宮司庁・禰宜庁それぞれの所領支配構造の特質について論じており、⁽⁷⁾ 荘園史研究に立脚した神宮領理解が提示された。

神宮の行政権が及ぶ神八郡内では、一一世紀中後期に神郡の土地所有制度が再編成されて成立した戸田・神田・常供田や、中世荘園的性格をもつ御厨・御園といった多様な神宮領の存在が確認できるが、その収取構造は、神宮組織内で完結する範囲で分析されており、その理解は限定的であると言わざるを得ない。荘園制史研究においては、所領支配構造のうちに多様な経営主体がかかわるあり方が共通理解となつて久しい。これを敷衍させるならば、神宮領における多様な経営主体のあり方を実態に即して観察する必要がある。本稿は、神宮の重要な経済基盤である膝下所領を対象に、神宮領の収取構造を実態的に分析することを目的とするものである。

一、神宮領の分布と取戻関係

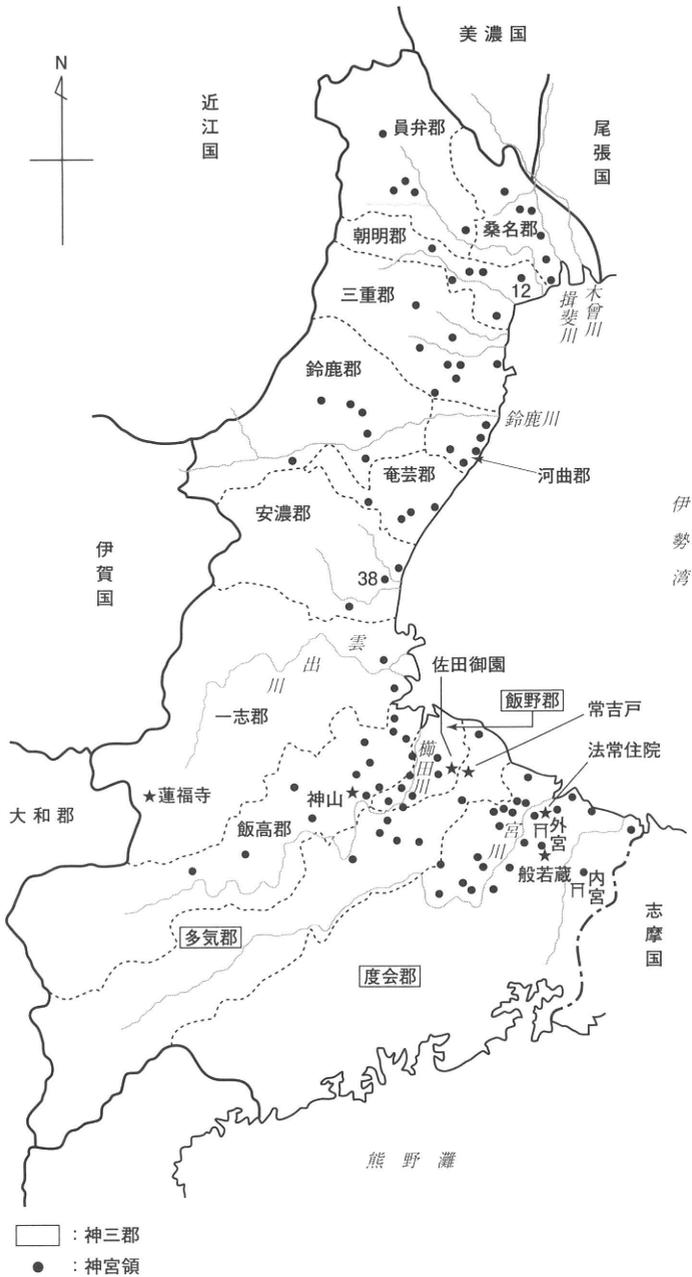
神宮領分布の傾向と戸田

伊勢国内の神宮領のうち所在地の比定が可能な地を示すと、国内神宮領は神八郡を中心に、北伊勢や志摩国⁽⁸⁾にも多く分布していることがわかる〔地図⁽⁹⁾〕。これらのうち、平安〜鎌倉期⁽¹⁰⁾における伊勢国内神宮領について、その権利移動を示す文書(売券・処分状・讓状・放券・避渡状・和与状・相博状・寄進状・施入状・充行状・請文)は管見の限り計二三三通、記載地名は国内二八七か所が確認できる。そのうち、郡別取引件数、年代別取引件数をそれぞれ【表一】⁽¹¹⁾【表二】として示した⁽¹²⁾。郡別にみると、出典となる史料の性質によるところもあるが、神宮鎮座地である度会郡で最も多くの取引がおこなわれていることがわかる。年代別にみると、一三世紀半ばから後半にかけて取引件数がピークを迎えており、なかでも売券による土地の売買が最も多い。売券のみをみた場合、一反あたりの価格が最も高騰するのもこの時期で、国内取引が活性化している状況がうかがえる⁽¹³⁾。取引に関わっている人物は、神宮祭主や官司を輩出する大中臣氏一族・禰宜(荒木田氏・度会氏)・神宮検非違使(新家氏)や他神宮を含む神宮関係者が約半数、残り⁽¹⁴⁾は神官の家族(神宮の職に就いていない子供や女性など)や神宮との関わりが確定しがたい階層で、うち三分の一ほどが僧侶である。

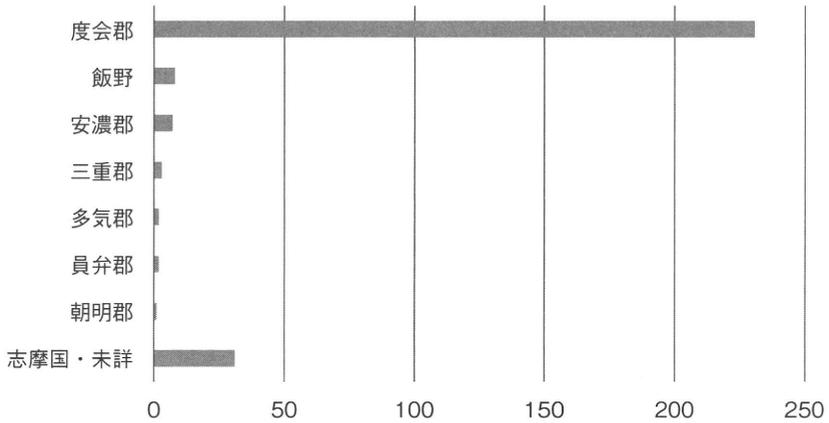
取引されている地種別にみると、内訳は【表三】となる。畠地に関する取引が最も多いが、このなかには神宮管轄外の土地が多く含まれており、その地目のもつ性格を明確に規定することが難しい。それについて多い戸田は、神宮の直轄領である。

戸田とは、神郡のうち神宮膝下の度会・飯野・多気郡(神三郡)にほぼ限定してみられる土地所有形態である。早

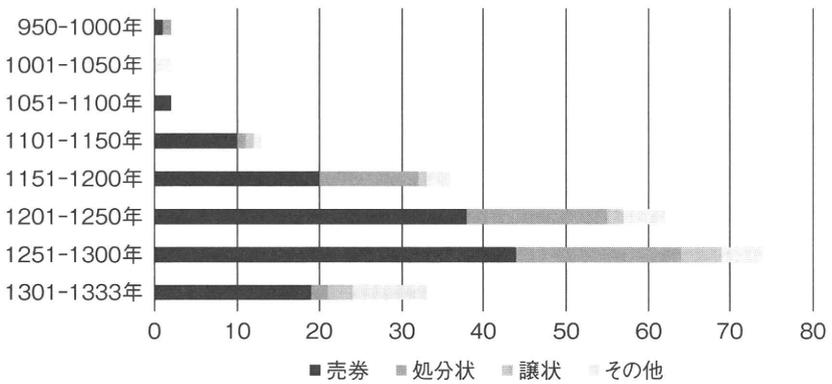
【地図】『講座日本荘園史6』所収「伊勢国荘園分布図」を元に作図



【表1】郡別取引件数



【表2】年代別取引件数



【表3】地種別件数

地種	件数	割合
畠	112	47.3%
戸田	43	18.1%
治田	39	16.5%
田	28	11.8%
田畠	5	2.1%
治畠	3	1.3%
塩田	3	1.3%
封戸	3	1.3%
治田畠	1	0.4%
計	237	100.0%

くは西垣晴次氏がその存在に注目し、以後中田四朗氏・鈴木国弘氏・棚橋光男氏・勝又壽久氏によって戸田の収取および所有構造に関する分析が進められた⁽¹⁶⁾。さらに鎌倉佐保氏によって右にあげた先行研究の対象から外れていた平安末期神宮による戸田経営の構造が明らかにされ、期的段階差をふまえた検討がおこなわれた⁽¹⁷⁾。近年、勝山清次氏は注文類にもとづき戸の規模や収取関係について整理をおこない、戸田の再編と神官組織の変化が連動していたことを指摘している⁽¹⁸⁾。

戸単位で編成し、作人である戸主、所当官物徴収をおこなう戸預、戸の給付を受ける給主が所当官物を収納する、という形態をとっている。戸田は官司による国衛行政権的支配のもと管轄されており、国衛領における名田に相当する性格を有していた。戸田より徴収された所当官物は神官の俸禄となるほか、彼らが祭祀等で神役を勤仕するための用途（「いたわり労」）としても用いられていた。以上からわかるように、戸田は神宮の経営（神官俸禄・祭祀用途）を直接的に支える基盤である。すでに【表三】をあげ、畠地に次いで戸田に関する取引が多くみられることは述べたが、戸田は古い由緒をもちながら中世においてもなお機能していた地目であり、神宮にとって重要な膝下所領であった。

本稿ではこの戸田のうち、多気郡麻統郷敢石部常吉戸に注目したい。常吉戸は、同郡五条二麻統里二坪にある一町の田地を中心として、隣接する里に散在する四町余りの田地・畠地によって構成される土地で、平安後期から南北朝初期にかけて史料の残存が確認できる⁽¹⁹⁾。先行研究による戸田の解明も、常吉戸の分析の成果であるが、常吉戸に関わ

る多様な経営主体についての議論は十分とはいえない。以降、この常吉戸を手掛かりに、神宮膝下地域の収取構造を明らかにしたい。⁽²¹⁾

一二世紀以降の戸田支配

一二世紀初頭、常吉戸は元来内宮禰宜荒木田清高の給分であったが、康和四年(一一〇二)に外宮および齋宮離宮院へ放火・落書をおこなった咎により清高は解官、⁽²²⁾当時の宮司大中臣宣孝⁽²³⁾のもとへ没官領として接収されたが、天永四年(一一一三)に売却されていることが確認できる。

【史料一】大中臣宣孝封戸売券案⁽²⁴⁾

恒吉戸証文案

謹辞 定、永財 沽渡封戸立券文事

合一烟

在多気郡麻統郷敢石部常吉戸

直捌丈絹式拾伍疋請^(マ、)

右、件戸、元者流人荒木田清高所領也、而宮司^(大中臣宣孝)在任時、依^(マ)宣旨、没官拾領已畢、其後無^(マ)他妨、爰有^(マ)直物要用^(マ)、定^(マ)直^(マ)、永所^(マ)沽^(マ)渡於^(マ)豊受太神宮権禰宜度会神主季晴^(マ)也、若件戸後日有^(マ)牢籠^(マ)者、以^(マ)他財物^(マ)可^(マ)入替^(マ)状如^(マ)件、依^(マ)為^(マ)後日^(マ)以^(マ)新券文、以^(マ)辞、

天永肆年二月廿五日

散位大中臣朝臣^(宣孝)
在判

【史料一】は、戸田が売買の対象となったことを示す初見の史料である。勝山氏は戸の所領化は一一世紀中葉まで遡るとしているが、遅くとも【史料二】の時点までに、戸田が売却可能な所領へと変質していることが読みとれる。度会季晴に沽却された後の常吉戸の収取では耕地反別賦課方式が採られ、実際の収取の様子は承久元年（一一一九）から弘安八年（一一八五）までの期間に作成された六通の米・絹返抄にみることができる。

【史料二】 某米返抄案⁽²⁶⁾

〔端裏書〕

通□より返抄□□

合 老斗参升陸合者

右、件米者、恒吉戸田之内字墓廻式反当年

〔租以下同〕

祖米之内、随到来、且検納了、年々祖米酒肴等未進之代⁽²⁶⁾、

以去八月進絹四丈納了、於所当者、去建保五年後当年まで参ヶ年作、合六反未済、最無謂乎、今月之内、可被致其弁之状、如件、

以返抄之、

承久元年十月廿八日

在判

右は承久元年分の常吉戸内墓廻の租米一斗三升六合の受納を示す返抄である。ほかに、年々未済の租米・酒肴料を去る八月に絹四丈で代納したことが記され、今月中に未進分の絹を納めるよう定められている。常吉戸の所当官物を絹で納めることは墓廻を含む複数の地でおこなわれており、貞応元年（一一二二）・嘉祿元年（一一二五）・同二年・建長六年（一一五四）カ・同七年・弘安五年・同八年の返抄で絹の代納がみられ、一三世紀を通じて安定的な年貢納入がおこなわれていたことがわかる。【史料二】の絹による代納はほどなくして代銭納に変化するが、次に掲げる【史料三】は、米・絹現物納から代銭納（傍線部）に切り替わったときのものである。

【史料三】 預所某絹返抄⁽²⁹⁾写

納絹事

合参丈者、代錢伍百拾柒文

右、件絹ハ、常^(吉戸)□□田式反之内壹反、去々年^(貞応)〔癸未歲〕、去年〔甲申歲〕式ヶ年官物代、作人利^(文)■・貞弘等上所レ

納如^(マ)件、出^(魚)租米酒肴料者、未^(進)之、尤無^(謂)、為^(後)日沙汰・返抄之状、如^(件)件、

嘉祿元年十二月廿二日

預所^(在)前

(傍線筆者、以下同)

前節で表を用いて示した神宮領関連の取引史料のなかで銭が登場するのは【史料三】が最も早い例で、以降、【表二】でみたような諸取引の場に銭が登場するようになる。⁽³⁰⁾【史料三】以降、年貢返抄・進納状の作成は弘安八年まで続き、記載される税目も御節料など神宮の財源に関わる項目がみられる。以上から、沽却による領主の変更が起きたとしても、常吉戸は一三世紀を通して神宮の経済基盤として安定的に機能していたということができる。

二、収取構造の転換

神官氏寺の経営参入

一三世紀まで神宮領として比較的安定した年貢収取がおこなわれていた常吉戸は、一四世紀以降、大中臣氏寺法常住院領として史料上に登場する。法常住院は、祭主大中臣親範の女・尼蓮仁が宝治年間(一二四七―四八)に度会郡箕曲郷に建立した寺院である。本章では、神官組織から寺院へと常吉戸の領主が変化したことが、年貢収取にどの

ような影響を及ぼしたのかという点について検討する。

徳治元年（一一三〇六）、常吉戸の作人三郎案主らは、四年分の所当を対捍していた。法常住院別当審円の訴えは神宮祭主のもとで審議され、法常住院へ年貢を納めることと、関係者に対し聴取をおこなうことが中川判官に命じられた。³¹⁾これに関して翌年正月に提出されたのが、次の史料である。内容整理のため、史料本文に丸囲み数字を付した。

【史料四】 神麻統貞清等陳状³²⁾

神麻統貞清・重行・弘重謹弁申

早於有_レ限年貢_二者欲_レ令_一弁_一済_一、麻統郷常吉戸田畠不_レ顧以前沙汰次第_一抑_一留_一四ヶ年所当_一由、法常住院別当律師審円被_レ申_一下御下知_一条、無術子細事

副進 一通 前々院宣并御施行条_一（乾元二年蓮福寺別当万寿丸申_一下之_一、）

一通 御下知案_一（法常住院別当律師審円申_一下之_一、）

〔右〕^①麻統郷常吉畠之給主貞清等年来進退耕作、有_レ限於_一〔_一年_一〕貢_一者弁_一済_一法常住院_一之来処、先年之比、号_一蓮福寺別当万寿_一〔_一九_一〕度々_一給_一旨_一、院宣_一〔_一也_一〕、^②於_一地本常吉畠_一者、仰_レ郡々司抑_一〔_一運_一〕福寺_一郡司并_一惣_一官_一御方御使盛親判官帶_一給_一旨_一、〔_一院宣_一〕并御施行等_一被_レ致_一責_一之間、雖_レ相_一触_一於法常住院、先為_一勅定_一之上可_レ為_一後訴_一之由依_レ被_レ申_一、不_レ力及_一、蓮福寺令_一弁_一済_一畢、自_一去年_一至_一今年_一者、於_一惣官御方沙汰_一法常住院為_一得理_一之由、中川判官以_一御下知案文_一被_レ告知_一之間、有_レ限年貢等_一成_一去冬勘定_一悉_一弁_一済_一畢、不_レ顧_一此等次第_一、四ヶ年所当未済之由被_レ申_一下御下知_一之条、難_レ堪_一次第也、御下知上者、所詮於_一後年_一者、有_レ限年貢法常住院為_一令_一弁_一済_一、粗言上如_レ件、

徳治二年正月廿三日

給主らが提出した陳状によると、法常住院年貢を対捍していたのは三郎案主だが、常吉戸の年貢滞納はただ案主らの怠慢によっているのみでなく、繪旨・院宣を携えた蓮福寺別当万寿丸が扇動していたことがわかる。

蓮福寺は伊勢国境にほど近い伊賀国伊賀郡羽根にある真言宗寺院（地図）で、この一帯は平安期より神宮領となっていた六箇山⁽³³⁾の領域であった。蓮福寺は寺領保護を神宮に対して求めた形跡がみとめられ、⁽³⁴⁾法常住院と同様に神宮と関係の深い寺院であったことがわかる。

常吉戸給主は年来法常住院に年貢を納めてきたが、蓮福寺別当万寿丸は繪旨・院宣を得て常吉戸の年貢徴収権を主張した（①）。現地には蓮福寺・郡司・惣官（祭主）の使者盛親判官が派遣され、常吉戸から蓮福寺年貢が徴収された（②）。こうした事態に対して法常住院側でも対策を講じていたようで、ようやく徳治元年になって法常住院の訴えが認められた（③）。給主貞清らは、徳治元年末にその年の法常住院分の年貢納入を完遂したが、三郎案主らが対捍した四年分の年貢追徴には抵抗している（④）。給主からすれば、蓮福寺に対してとはいえずに四年分の年貢は納めているのだから、追徴は容易に承服できるものではなかったのだろう。この後も年貢額の調整が続けられ、徳治二年十二月に、田地は段別五〇〇文、畠地は段別二斗四升の麦、桑は代物として五升米を納めることが定められ、給主貞清・重行が請文を提出している。⁽³⁵⁾

常吉戸の年貢徴収権をめぐる法常住院と蓮福寺の立ち回り方からは、一四世紀における戸田経営の一端をみるることができる。地域で対立や矛盾が生じた際には、判官を通じて神宮へ出訴し、両寺院とも自らの正当性を担保するために院宣を獲得しようとして画策している。院宣を申請し獲得する経路にはいずれも祭主が介在し、最終的に現地に対する下知も祭主から神宮を通じて下されている。これは勝山清次氏の定義した「次第解・次第下知システム」⁽³⁶⁾（祭主―宮司―禰宜―神宮使）とも合致しており、文書伝達の面からみて、法常住院および蓮福寺は神宮の命令系統のなかに組み

込まれている。年貢収取の面から神宮と両寺院の關係をみれば、寺院は領家として戸田年貢を徴収し、神宮に対して
 本家年貢（＝神役）を納めており、経営主体は寺院であつてもその所領は紛れもなく神宮領であつた。

近隣領主との対立

つぎに、常吉戸の近隣地域における領主間の対立についてみてみよう。

【史料五】法常住院別当権律師審門重申狀³⁷⁾

法常住院別当権律師審門重言上

為^レ佐田藏人公益并河内房已下輩、違^レ背^{〔以〕}前^{〔以〕}宣、以今月七日、打^レ入^レ当寺本名吉永戸田百姓宮王大夫永
 真并石王二郎等住宅、致^レ追捕損亡^レ一条、神郡狼藉無^レ比類^レ子細事

副進

一通 以前^{〔以〕}宣案

一通 大炊助能直狀案

一通 追捕物注文

右、彼輩等、号^レ大炊助能直代官之間、令^レ相^レ尋^レ子細^レ之^レ處、雖^レ出^レ狀、猶致^レ追^レ補^レ損^レ亡^レ之^レ狀、絶^レ常^レ篇、所^レ詮、
 違^レ背^レ神宮御成敗^レ之上者、且依^レ先^レ規^レ傍^レ例、且任^レ当^レ時^レ御^レ式^レ目、早被^レ追^レ却^レ狼^レ藉^レ人^レ等、可^レ被^レ靜^レ謐^レ神^レ境^レ哉、
 不^レ然^レ者、神郡狼藉不^レ可^レ断^レ絶^レ之間、言^レ上^レ如^レ件、

徳治三年三月 日

【史料六】外宮使度会基光散狀案³⁸⁾

散状

使基光

言上、法常住院別当権律師審田申、為「佐田藏人公益并河内房以下輩、違背序宣」、以「今月七日」打「入
当寺領本名吉永戸百姓宮王大夫永真并石王次郎住宅」、致「追捕損亡」申事(由カ)

副進

一通 審田重申状具書

右、就彼審田之訴、去年十一月序宣稱、法常住院権律師審田申、為「多気郡司人道智河内房并佐田藏人公益已
下輩等」、責「当寺領戸田百姓宮王大夫永真等」、令「打」擲初王丸(稿以下同)「狼籍無」比類「由事」、申状具書如「此」、如
「状者、公益可」止、「永代違乱之由乍」出「状」、通「河内房」同心謀案、致「呵責狼籍」云々、「事实者不」可「然」、早止
「当时之煩」、尋「糺有方子細」可「注進」者、任「其旨」雖「致」告知沙汰、「恚煩重致」追捕損亡「之由審田申状到来」、
子細載「其状」也、「仍相副注進言上如」件、「以解」、

徳治三年三月 日

使権禰宜度会神主(基光)
(花押影)

徳治三年(一二三〇八)三月七日、佐田藏人大中臣公益・河内房らが常吉戸の本名吉永戸の百姓永真・石王二郎らの
住宅に押し入り、狼藉をはたらいた。これをうけて法常住院別当審田はただちに訴状を作成し、神宮へ提出した(「史
料五」)。審田らの尋問に対し、公益・河内房らは「出」状し、狼藉行為の停止を約したが、それでもなお財物の没
収などを繰り返しているという。大中臣公益は常吉戸に隣接する神宮領佐田御園に本拠を構えており(後述)、河内房
は同じく神宮料の三重郡柴田・松本に所領を有していた。(39)

このとき大中臣公益・河内房らは大炊助能直代官を名乗り常吉戸へ濫入しているが、この大炊助能直は祭主大中臣

氏一族の出身で、彼自身も度会郡積良に所領を有していた人物である（後述）。これに対し法常住院側は、公益らは「神宮御成敗」に背いているため、一刻も早く領域内から追却し、「神境」の平穩を取り戻すことを望んでいる。つまり、法常住院領常吉戸は「神宮領」として神宮の検断権が行使されることを期待しているのである。そして、法常住院の望み通り、外宮より権禰宜度会基光が派遣され、散状(40)が上申された。そして同十一日、審円の訴えを認め、奪った財物の返却と公益等の尋問を命じる外宮庁宣が発給された(41)。

しかしながら、大中臣公益の常吉戸に対する濫妨はこれで収まらず、ついには常吉戸を自領へ引きこもるとする動きをみせる。

【史料七】法常住院別当惠観訴状写(42)

僧惠観申〈到七廿九日〉

法常住院別当惠観謹申

佐田藏人入道向西(大中臣)〈俗名公益〉、以当寺領麻統所在常吉戸出内元三段〈河成、残今者畠二反・田二杖〉、

混于佐田御園田、自百姓許、或称沙汰用途、或号御年貢、令責取所当物間、不_レ及寺役勤上者、任証文旨、停止存外結構儀、可_レ全寺役由、欲_レ被_レ仰下子細事

副進

一通 証文目六〈在具書等〉・百姓名字

件向西、前々致違乱之間、申行神宮庁宣之刻、出度々避状畢、而今又称(大中臣隆実)総官御方一分御代官、自

百姓等許、或称沙汰用途、或号御年貢、責取所当物間、不_レ及寺役勤之条、不便次第也、於〇〇寺領

〇〇者、前々御下知調重也、仍相副次第沙汰文、所言上_二也、所詮証文明鏡之〇〇〇〇〇〇結構儀、可_レ全寺役

之由、蒙^レ御下知^一、為^レ令^レ勤^レ行^レ伝^レ事^一、言上如^レ件、

元亨二年七月 日

元亨二年（一一三二）七月に提出された法常住院別当惠観の申状によると、佐田入道向西（公益）は自らを総官（惣官＝祭主）の一分代官と称し、常吉戸のうち嶋二反・田一四四歩を佐田御園へ引きこみ、百姓から所当を責め取っていたため、法常住院の寺役収入が滞ってしまっていた。これより前に向西の違乱停止を命じる神宮庁宣が発給された際に向西は避状を提出しているが、濫妨はやまなかった。文書中で繰り返し使用されている「下知」は、神宮による裁許のことを指している。向西も、自らの正当性の根拠を祭主代官であるという点に置いており、この常吉戸をめぐる相論は、一貫して神宮領の所当収取における正当性をいかにして立証するかという点が争われていた。

以上、本章では、常吉戸の領主権をめぐる相論について検討をおこなった。一四世紀以降、神宮組織から神宮の建立した寺院に経営主体が変化すると、神宮領の収取構造は、寺院をそのなかに組み込むという展開をみせる。すなわち、神宮組織だけではなく、神宮につらなる寺院が神宮領の経営主体として認められたのである。次章では、神宮周辺その他の寺院にも目を向けてみたい。

三、神宮膝下寺院による所領経営

神宮膝下寺院と神宮領

本来、神宮組織に属していなかった寺院は、いかにして神宮領経営に関わることになったのか。本章では、神三郡

を中心に存在する神官氏寺など神宮と関わりの深い寺院を神宮膝下寺院と総称し、神宮領の収取構造における位置づけについて検討を進めたい。

神宮は、古来より仏教を忌避する忌詞を用い、寺院を神宮の近隣に造営することに対し神官たちが強い抵抗を示すなど、仏教に関しては、ほかの神社とくらべるとはるかに強い禁忌が古くから存在した。しかし、弘仁七年（八一六）に宮司大中臣清持が仏事をおこなったことを嚆矢として神官個人の仏教帰依が徐々に増え、鎌倉期に至り、私幣禁断緩和にともなう個人祈願の増加も相俟って、仏教との習合が進展してゆく。神宮の神官による寺院建立は、中世までに登場するものとしては大中臣氏の釈尊寺・蓮台寺・大覚寺・法常住院・大神宮法楽寺、荒木田氏の田宮寺・天覚寺、度会氏の常明寺・世義寺などがみられる。萩原龍夫氏は右にあげた寺院について、その大半が中世以降のいわゆる私幣禁断の緩和による伊勢信仰の拡大と、参詣誘致を目的とした仏教信仰との習合過程で成立したことを明らかにし、伊勢国内の寺院の特色であると位置づけた。

鎌倉期以降の寺院と神宮領の関わりは、建久二年（一一九二）、大中臣氏寺釈尊寺が蓮華王院領となつていくことについて後白河院のもとで審議がおこなわれ、翌正月、元のごとく「神宮領」とすべきであるとの官宣旨が発給されたことに端を発する。同年八月に作成された神宮領注文では伊勢国内の複数の寺院が神宮領として計上されており、釈尊寺を含む多くの寺院が神宮領とみなされていることは注目に値する事実である。これまで神宮領の収取構造は神宮組織内で完結する範囲で理解されてきたことはすでに述べたが、前章までの検討内容をふまえ、神宮膝下寺院を内包する収取構造のあり方を明らかにする必要があると考える。以下、法常住院以外の膝下寺院も視野に入れて、実際の収取の様子をみてみよう。

一三世紀なかばに建立された般若藏は、神官による建立ではないものの、神宮との関わりが深い仏教施設である。

般若藏の創建と運営について詳細に明らかにした中野達平氏の論考によれば、般若藏は建長元年（一二四九）に西園寺実氏の発願によって大般若経が神宮に奉納されたことに始まる。經典は当初内宮近辺の度会郡宇治郷にある菩提山に安置されていたが、建長六年、大般若経転読に功のあった在京僧発心上人を本願に迎えて独立した経藏となった。創建時の所在ははっきりしないが、一四世紀ごろには宇治郷にあったことが確認できる（【地図】）。創建後、般若藏の供料は西園寺家からは下されず、祭主大中臣隆世の仲介を得て奏聞を経たのち後深草天皇の旨を得て勅願所となった。供料所として充てられたのは神宮領の安西郡荒倉御園と河曲郡南職田で、両所は正安年間（一二九九—一三〇二）ごろまで給主を大中臣氏、預所を荒木田氏がつとめており、この時期の所当配分は以下の史料から知ることができる。

【史料八】荒倉御園所当支配状案⁽⁵¹⁾

供料支^(配)□状

荒藏所当可^レ被^レ下行^レ事

合

- 一、宮上分米^斗（長器定、）
 - 一、仏供灯油料^壺石捌升（八合升定、）六ヶ月分
 - 一、供僧六口之内三口供料^(五)□石肆斗（長器^(定)□口別^斗壺石捌斗、）
 - 一、二月十五日経藏一夜不断尺迦宝号仏供伍升（八合斗定、）
 - 一、家田房不断念仏供料^(石)壺石（庄納斗定、）
- 所当運^(石)上翌日、悉可^レ被^レ下行^レ之状如^レ件、

（二七九）
弘安二年七月廿一日

源慶

箇条書には、般若蔵の運営費用のほかには神宮への上分が計上されている(傍線部)。般若蔵は神宮神官の発願による建立ではないため本来であれば神宮との繋がりには弱いはずだが、神宮領から供料を得ている以上、神宮へ上分を納めることが課されていたのである。同様のことは他の寺院でもおこなわれており、宮司を多く輩出する大中臣氏一門の氏寺中福寺⁽⁵²⁾では、「毎年当郷神税支配以後仁、致有限所役者也⁽⁵³⁾、」と定められていた。「神税」「所役」は同史料内で「神役」「寺役」とも言い換えられており、両者が明確に区別されていたことがわかる。

【史料九】僧惠観注進案⁽⁵⁴⁾

法常住院領常吉戸忌火料・勘合料并衣冠料可_レ致其沙汰_一之旨催促之時、自元弘_一以来_一、被_レ押_一領東条_一、神山_一城郭_一之間、百姓等或逃散或他界候間、成荒野_一候由、彼弘宗神主_一対面之時、細碎問答候、若猶不審候者、彼所被_レ遣使者、可_レ被_レ檢_一知地下_一之旨可_レ申候処、重申_一成御庁宣_一、付_一寺家_一之条、沙汰次第存外候、以_一此_一可_レ有_一御披露_一候、恐々謹言、

(康永四年二三四五カ)
九月十日

惠観

御奉行所

其上、代々自_一及_一御沙汰_一候也、

【史料八】との时期的懸隔はあるものの、ここでは法住常院が年来、神役として神宮の祭祀費用である忌火料・勘合料(戸田所当の一種)・衣冠料を納めてきたという点に注目したい。注進状を提出した法常住院別当惠観は、これより前に外宮の玉串大内人度会弘宗に対面し、所役納入の調整が済んでいるにもかかわらず、いま新たに外宮から庁宣が發給され、重ねての徴収が断行されようとしていることについて、停止を求めている⁽⁵⁵⁾。このことから、法常住院領も般若蔵や中福寺と同様の収取形態をとっており、その神役は常吉戸の戸田としての本来的な性格(=神官俸禄・祭祀

用途の捻出)を継承したものであったことがわかる。神宮とかかわりの深い寺院が神宮領の収取を担い、自らの得分(寺役)とは別に「神税」「神役」として神宮に所当を納めるといふ収取構造は、遅くとも一三世紀末ごろにはすでに実用的に運営されていたといえよう。

以上より、神宮領経営に参画している寺院は神宮に上分を納めることによって神宮年貢の収取構造に組み込まれていることがわかった。これは同時に、本来神宮領であった荒倉御園や常吉戸はそれぞれが般若蔵や法常住院と関わることによって帰属関係が複雑化しているという側面を持ち合わせており、これが前章でみた在地社会の混乱を惹起した要因の一つであったと考えられる。

常吉戸知行の正当性

法常住院と常吉戸の関係が資料上にあらわれる一三世紀末から一四世紀初頭は、徳政の一環として寺社興行が隆盛に向かっていた時期にあたり、なかでも所領(36)に関しては神領興行法が重要な意義をもつ。神領興行法の研究は従来、宇佐神宮に対して発令された神領興行法が注目されてきたが、上横手雅敬氏によって神宮の神領興行法の存在が示唆され、川添昭二氏・村井章介氏により法理とその受容の様相が明らかになり、具体的な法令適用事例を検討した海津一朗氏によって発令の契機や法令の内容に踏みこんだ議論が展開された(37)。以下、本稿の関心に沿って、当該期の神宮領がどのような状況に置かれていたのかみてゆきたい。

弘安七年(一二八四)ごろから始まった幕府の弘安徳政の一環として発令された神領興行法は、沽却地知行・押領・武家被官および甲乙人・神役未進者(「非器」)を神宮領から排除し、神宮に返付をおこなうと定めている(38)。これを用いた神宮の神官たちのうちで法令にある「非器」を拡大解釈する者があらわれ、幕府管轄外の者の知行分まで対象に

含めて領知回復運動を推し進めたため、同九年に幕府は「京都之輩領知分」は徳政に含めず、「関東避進之分」のみを対象とする追加法令を出すに至った。⁽⁵⁹⁾

一方、王朝の神宮に対する政策について、稲葉伸道氏は、龜山院政は幕府徳政に協調する姿勢をみせており、弘安八年から一〇年にかけて、新制による別相伝の否定や訴訟制度の改革がおこなわれたことを指摘している。⁽⁶⁰⁾

右の動向はこれまでにみてきた神宮領との関わりが深い諸寺院とも無関係ではなかった。彼らもまた「非器」として、神宮領形成の正当性を剥奪される危機に直面していた。

【史料一〇】 関東御教書案⁽⁶¹⁾

諸御厨事、如「被」下「祭主定忠朝臣」去々年十月廿日御教書「者、勅裁御厨并本所進止御厨事、非器之輩相伝之条、難「被」許容」、仍弘安七年以前成敗之外者、永「停」止武家被管之輩知行⁽⁶²⁾、於其跡者、宜「為」聖断并神宮裁許⁽⁶³⁾云々、謂「非器」者、武家被管事也、⁽⁶⁴⁾而「定忠朝臣并四姓氏人及荒木田・度会神主等、寄事於彼御教書、本所并社家被管伝領地、号「非器」之仁、或致「濫妨」、連々及「喧嘩鬪諍」、或「蒞」取作毛、押「妨」下地、致「追捕狼藉」之由、伊勢国寛法千手寺領内積良散在田島領主大炊助能直并神三郡治公田御園寺田散在所々伊雜神戸領主等所「訴申」也、事实者、甚不「穩便」、早可「停」止濫妨之由、可「令」相「触」定忠朝臣、若又有「殊子細」者、可「被」注申⁽⁶⁵⁾之状、依「仰」執達如「件」、

嘉元貳年二月十八日

^(北条師時)
相模守在判

^(北条時村)
武蔵守在判

^(北条時範)
備前々司殿

^(金沢貞頼)
中務大輔殿

嘉元二年（一三〇四）、前章で法常住院領常吉戸を押妨していた大炊助能快の所領を含む「勅裁御厨并本所進止御厨」について、幕府より御教書が発給された。それによれば、去々年（乾元元年・一三〇二）、宣旨・院宣で認められた御厨および本所（神宮）進止の御厨を「非器之輩」が相伝していることについて、弘安七年以前の成敗地のほかは、武家被官の知行停止が定められた（傍線部①）。嘉元二年、祭主大中臣定忠・四姓氏人および荒木田・度会ら禰宜たちがさきの御教書にかこつけて本所ならびに社家被官領地を「非器」であるとして濫妨を繰り返している（傍線部②）ことに對し、「勅裁御厨并本所進止御厨」における「非器」とは、武家被官を指すことを強調している（二重傍線部）。ここで「非器」とされている者のうちに、前章で登場した大炊助能直が名を連ねていることに注意したい。⁶²大中臣公益・河内房らが能直の代官を称して常吉戸に濫妨をおこなうのはこの四年後だが、一方で能直も自領を失う危機に瀕していたのである。

同様のことは法常住院領でも起きていた。次にあげる事例はこれまでみてきた伊勢国内の事例ではなく遠江国鎌田御厨で発生した相論だが、神領興行法に對する法常住院の態度がよくわかるため、詳しくみてゆきたい。

【史料二一】某目安土代⁶³

目安

遠江国鎌田御厨内各別相伝十家別在家畠地事

件十家別在家畠地者、三位入道真覺（俗名大中臣親範卿）女子尼蓮仁、令草創法常住院、宝治年中以所帶庄園等奉寄進当寺、專一也、仍不混、総領鎌田御厨、為各別相伝管領、送数十廻星霜者也、且蓮尼施入明鏡也、爰高興神主正応年中、寄事於沾地紀返、致理不尽押領之間、於本所祭主就訴申、雖付七箇度下知、不_レ及請文陳狀、恣尚以致押領之間、重放本所注進、此等之子細申付、四箇度下知之処、失陳

方、不_レ相_レ綺_{（マユ）}之旨出_レ請文畢、而高興、乍_レ出_レ如_レ此之請文、以_レ十家別在家畠地切_レ渡領家御方（別当殿云_レ御局）、此条、結構之企、参差之至、令_レ露頭者也、高興不_レ可_レ相_レ停_レ之由於_レ本所出_レ請文之上者、不_レ可_レ混_レ活地糺返_レ之条勿論也、然者、旁可_レ令_レ注_レ進領家御方一哉、領家御方又以_レ高興奸計注進、何可_レ有_レ御知行一哉、^③抑_レ活地糺返事、如_レ永仁二年 院宣文章者、太神宮領遠江国鎌田御厨内武家被官輩買領_{（ハカ）}□□、加_レ之
嘉元二年二月十一日関東御教書云、謂_レ非器仁_{（ハカ）}一者武家被官事也、永仁二年 院宣称、太神宮領遠江国鎌田御厨内武家被官輩買領事□□活地糺返者限_{（逆カ）}武家被官之条、分明者哉、有_レ御不審者、可_レ捧_レ申所帶証文哉、所_レ詮、理非不及□□、当_レ寺者伊勢国度会郡山田郷、於_レ大神宮垂利御、興_レ行于禅院、止_レ住僧徒数輩、勤_レ修禅密、勤_レ行墳神法楽、奉_レ祈_レ天長地久_{（監）}道場也、十方往来参宮僧衆寄宿寺、彼是利益普上者、避_レ觸者止住僧侶、正_レ愁作_レ安堵思_レ者、乍_レ然、可_レ為_レ御祈禱一哉、

（後闕）

傍線を付した箇所を中心に内容をまとめると、鎌田御厨内の十家別在家は、法常住院創始とともに寄進（傍線部①）されて以来、鎌田御厨とは管領を別にして法常住院領として相伝してきた。鎌田御厨は、建久三年の神宮領注文では給主は度会為康となっており、以来為康系度会氏によって管領されていたが、それとは区別されるかたちで、法常住院領として同御厨内十家別在家を相伝していたということである。しかし、正応年間（一一八八―九三）、為康の子孫である高興が徳政にかこつけてこの在家を手に入れようと目論み、訴訟を起こした（傍線部②）。高興は法常住院を「非器仁」と主張するが、それに対し法常住院側は「非器」とは「武家被官」のことを指すのだから、法常住院は「非器」ではないと反論した（傍線部③）。徳政において非器と器量の峻別が重要な争点となっていたのはすでに笠松氏が指摘するところであるが、【史料一〇】でみた神領興行法適用範囲をめぐる対立が法常住院においても起きていたので

ある。

この土代には年紀がないため正確な作成年代はわからないものの、傍線部③は永仁二年（一二九四）の院宣で鎌田御厨内に武家買得地があると認められたことと、嘉元二年に発給された【史料一〇】を踏まえた主張と理解できることから、嘉元二年以降そう遠くない時期に作成されたと考えられる。⁽⁶⁵⁾【史料一〇】に先立つこと三年、正安三年に発令された神領興行に関する規定では、「関東寄進神領」について、「御祈禱之仁」による知行を認めている。法常住院が祈禱をおこなっていると主張したこと（傍線部④）は、単に寺院としての個性を表現する以上の意味をもっていた。すなわち、「関東寄進神領」を知行する器量（＝「御祈禱之仁」）であると自らを位置づけたのである。⁽⁶⁷⁾

最後に、法常住院が知行の正当性を主張する根拠となった祈禱に関する伊勢国内の動向について触れたい。このころ、神宮組織に関わる仏教施設として、大神宮法楽寺および法楽舎の存在が重要な位置を占めていた。大神宮法楽寺は、祭主大中臣安則（在任寛平六・八九四―承平三・九三三）の開発により神宮領となった度会郡大橋御園領域内に建立された菩提寺である蓮華寺を母体とする。一三世紀初頭に活動の形跡がみられる蓮華寺寺務継尊が東寺及び醍醐寺に住していることから、このころの蓮華寺は真言宗寺院であり、この後も寺務には真言僧、とくに醍醐寺僧が就くこととなる。蓮花寺の寺務は、醍醐寺権少僧都継尊から同権律師尊海を経て、通海へと至る。通海の出は父が祭主大中臣隆通（在任寛喜二年・一二三〇―宝治二年・一二四八）、兄弟とその子孫も祭主を歴任する有力な家系であった。通海は兄弟のうち唯一出家した人物で、正嘉元年（一二五七）醍醐寺にて灌頂を受けたのち、弘安四年異国調伏の御祈の功により法印の位を授かり、嘉元二年には東寺長者となっている。蓮華寺寺務となった正確な年代は不明であるが、文永九年（一二七二）に寺号を「大神宮法楽寺」と改めていることから、これ以前に就任していたと考えられる。弘安四年、通海は亀山院のいわゆる弘安の御祈願のため伊勢神宮への公卿勅旨発遣と願文奉納の御使として下

向し、あわせて大神宮法楽舎において仏法による祈願をおこなうよう命じられている。⁶⁸大神宮法楽舎とは、大神宮法楽寺とは別に建治元年（一二七五）に通海によって設立された、異国降伏のための祈禱所である。⁶⁹

大神宮法楽寺は伊勢国における真言の学問道場的な役割を担い、また寺内組織のうちに祈禱所法楽舎を擁していた。寺務通海は永仁四年（一二九六）、外宮別宮の風宮造宮に際して伏見天皇の綸旨を神宮に伝えており、⁷⁰神宮組織との関わりも見出すことができることから、祭主家の出自と醍醐寺僧という立場の双方を生かして朝廷と神宮をつないでいた人物ということが出来る。また、先にあげた般若藏は正安四年の移築につき、「以今度造宮之次、取_レ渡_レ太神宮之辺縁法楽舎之近辺、専奉_レ真_レ長日不退之法施、弥可_レ致_レ夙夜無_二之御祈_一之出存候、⁷¹」と、遷宮に合わせて般若藏を神宮至近の法楽舎周辺に移築することが定められた。祈禱所の新築や般若藏の移築という事実から、神宮膝下の地では祈禱所の再編と拡大が推し進められていた。⁷²折しも正安三年十二月、薩摩国甕島沖に所属不明船が発見されており、⁷³対外危機は現実問題として厳然と存在していた。こうした社会不安に対応するため、収取構造のなかでの寺院の位置づけが変化し、祈禱と、それをおこなう寺院の重要度が上昇していたことは間違いない。そのため、神宮領内で起きた相論のなかで祈禱をおこなっている（「御祈禱之仁」である）と主張することに意義があったのだろう。

おわりに

神宮膝下の神三郡（度会・多気・飯野）には、一一世紀中後期に神郡の土地所有制度が再編成されて成立した戸田・神田・常供田や、新興勢力層である禰宜・権禰宜と関わりの深い御厨・御園といった多様な神宮領が混在していた。そのなかでも古い由緒をもつ戸田は、鎌倉期を通してその収取構造を見通すことができるため、本稿では多気郡麻統

郷常吉戸に注目し検討をおこなった。以上に述べてきたところを整理すると、以下の通りである。

一 一世紀中後期に神宮の土地制度が古代的土地所有から中世荘園へと変容したことは、戸田の所領としての性格にも影響を及ぼした。戸田は、一二世紀ごろまでに従来の人的賦課の対象から領域をもった所領へ変化する。以降、収取構造は徐々に荘園制的土地経営へと変化し、年貢収取の方式は米↓絹↓銭とその時々状況に合わせて変化しながらも、一三世紀を通して安定的な年貢収取がおこなわれていた。

一 四世紀以降、常吉戸は神宮膝下寺院領として史料上にあらわれる。神官組織に属さない領主の登場は、収取関係の混乱と近隣領主間の対立を惹起した。膝下寺院は神宮に上分を納めることによって収取構造のなかに自身を位置づけ、神宮の経済基盤の一角を占めていた。相論に際しては一般的な神宮領内における命令系統のなかで処理されており、膝下寺院による所領経営は神宮の収取構造に組み込まれていたといえることができる。

この時期、神宮膝下寺院をめぐる地域で近隣勢力との衝突が頻発したのは、単に収取構造の変化によって生じた摩擦だけではなく、公武協調のもと進められた神領興行法の展開という社会情勢も重要な要因として関係している。神官たちは膝下寺院を非器として神宮領から排除しようとしたが、それに対して寺院側は、社会不安に伴う祈禱の受容の高まりに応えることで地域での立ち位置を確保しようとする。伏見親政・院政期の神社興行に関する方針転換（別相伝(否定の収束化)も、膝下寺院にとって追い風となっていた。

こうした膝下寺院の活動を神宮領の収取構造の展開に位置づけるならば、神官組織内で完結するような神宮領の収取構造は、見直されなければならない。

一 三世紀末ごろより膝下寺院が神宮領経営に参入したことによって地域には混乱も生じたが、その克服によって神宮領の収取構造は膝下寺院を組み込むかたちへと変化する。それを足掛かりとして、神官家出身だが他権門寺院の僧

である通海のような人物が登場する。彼らの活動によって神宮膝下地域における祈禱とそれをおこなう寺院の活動が活発化し、相対的に支配構造における膝下寺院の占める重要度が上昇した。本稿で述べた収取構造の変化は、鎌倉末期から南北朝期にかけて、その経済力を背景に神宮組織への関与を強めた僧惠観のような他氏系寺院僧を受容する素地となり、南北朝期以降の神宮領の多面的展開へとつながってゆくのである。⁽⁷⁴⁾

註

- (1) 神宮の神戸徴税権獲得の段階的推移については福尾猛市郎氏(福尾「神戸に関する一二の考察」『史林』一九二二、一九三四年)よって三段階に分類されている。神戸での徴税権は、第一に宝亀年間(七七〇—七八〇)ごろまで国司が神税(田租)を徴収していた状態から、第二、延暦二〇年(八〇一)太政官符で国郡司と神主が共に徴収をおこなうことが認められ、第三に延暦二四年(八〇五)伊勢国に対し太政官符が下され、神税徴収は宮司に一任されるまで拡大した。
- (2) 鈴木国弘「伊勢神宮と神戸の変質」(『史学雑誌』七五—一一、一九六六年)。
- (3) 棚橋光男『中世成立期の法と国家』(塙書房、一九八三年)。
- (4) 小山靖憲「荘園制的領域支配をめぐる権力と村落」『日本史研究』一三九・一四〇、一九七四年。のち同『中世村落と村落絵図』東京大学出版会、一九八七年所収)。
- (5) 勝山清次「伊勢神宮神三郡の戸田と寄戸——神郡の中世的編成——」(『京大文学部紀要』四二、二〇〇三年)。
- (6) 『中世内乱史研究』一三(一九九二年)特集「神社史研究の現在」のうち、直接に神宮領と関わるのは勝又壽久
- 「神宮領の形成と神宮機構」、鎌倉佐保「中世伊勢神宮領の支配構造についての試論」である。
- (7) 鎌倉氏はさらに後年、戸田の支配構造や常供田の人的構成と収納システムに関する論考を発表している(鎌倉「伊勢神宮領常供田の収納の実態と郡支配——安東郡専当沙汰文」の基礎的考察——)『日本中世荘園制成立史論』塙書房、二〇〇九年)。
- (8) 志摩国と伊勢国はひとまとまりとしてみなされることが多く、その領域も中世後期まで伊勢国度会郡と重複していたため、本稿では志摩国も検討対象として含めることとする。
- (9) 所在地が比定できる所領を示した。比定地不明の所領も多いため、これが伊勢国神宮領の全容とは言い難いが、各郡の配置と神宮領分布について一つの傾向を示すことを意図し、提示した地図である。
- (10) 検討範囲は、管見のかぎり文書の残存が確認できる最も早い時期の史料を起点として、康保三年(九六六)から元弘三年(一三三三)までを対象とする。
- (11) 事例は「光明寺古文書」とそれに係属する文書群(後註(19)にて詳述)を中心に、『民経記』寛喜三年(一一三三—一)四月巻裏文書、「神宮文庫文書」、「徴古文府」、「神宮文庫磯部中氏文書」、「神宮文庫所蔵古老口宝伝裏文書」、「輯

- 古帖」、「伊勢御巫家長藏文庫書」から抽出した。
- (12) 一件の取引に複数の地名が登場する場合、地名は個別に計上しているため【表一】の抽出件数は【表二】の取引件数より多くなっていることを注記する。
- (13) 弘安四年（二二八一）十一月七日付け大中臣氏子売券（『徴古文府』／『鎌倉遺文』一四五〇七、以下『鎌』と略記）で戸田一反あたり一五貫と最高額を記録している。
- (14) 鎌倉期の売券を統計にもとづいて分析した貴田潔氏は、一三世紀後半以降に地価のデフレ化が起きており、諸国でその時期が前後することを指摘している（貴田『鎌倉遺文』所収売券群からみた田地売買価格の試算（第一〇六回史学会大会報告要旨）『史学雑誌』一一八一、二〇〇九年）。伊勢国内の神宮領についてはそのピークは一二八〇年代に認められ、その後は下降の一途を辿る。
- (15) 西垣晴次「戸田の成立」（『史潮』四七、一九五二年）。
- (16) 中田四朗「神宮領経済における戸田制」（『三重史学』五、一九六二年）、前註（2）鈴木氏論文、前註（3）棚橋氏著書、勝又壽久「中世における神宮経済の一考察——神宮周辺の所領を中心に——」（『地方史研究協議会編』『三重——その歴史と交流』雄山閣出版、一九八九年）および前註（6）勝又氏論文。
- (17) 鎌倉佐保「伊勢神宮の神郡支配の構造と特質——平安末期の神三郡を中心として——」（『駿台史学』九五、一九九五年）。
- (18) 前註（5）勝山氏論文。
- (19) 「光明寺古文書」一七一―二七常吉戸授田注文（『鎌』二二八三三）。この注文には年次が記されていないが、前註（5）勝山氏論文にて戸の呼称が「吉永」から「常吉」に変わった二世紀初頭の作成と比定されており、本稿でもこの理解に従って、常吉戸の規模と初見時期を定めている。
- 戸田に関連する史料の多くは、「光明寺古文書」および関連文書群に残されている。度会氏の建立による光明寺は、度会郡棚橋（伊勢市、現在は同市岩淵に移転）にあった禅宗寺院である。光明寺は一二世紀より史料上に登場し、鎌倉期を通して度会氏出身の寺務により運営されていた。光明寺原蔵の文書群は「光明寺古文書」「光明寺文書」「光明寺残篇」「祭主御教書」「祭主下文并御教書」「散位大中臣書状案」「光明寺旧記」に分類される。
- 光明寺文書の成立過程については、網野善彦「光明寺文書について」（『日本塩業大系史料編古代・中世（二）』日本専売公社、一九七七年、のち網野『網野善彦著作集第一四卷』岩波書店、二〇〇九年所収）において述べられている。
- (20) 神宮領の分類と各所領の性格分析をおこなった前註

- (3) 棚橋氏著書、前註(16) 勝又氏論文、常吉戸の経営構造を明らかにした前註(17) 鎌倉氏論文など。
- (21) 以降、本稿では史料群の表記を以下のように略記する。「光明寺古文書」≡「光」、「光明寺日記」≡「旧」、「祭主御教書案」≡「祭」。
- (22) 『中右記』康和四年(一一〇二)八月十九日条。
- (23) 『三所大神宮例文』内「太神宮司補任次第」(『群書類従』第二輯所収)
- (24) 「光」一七一一／『平安遺文』一七九二。
- (25) 前註(5) 勝山氏論文。
- (26) 「光」一七一一／『鎌』二五五四。
- (27) 文治五年(一一八九)の年次表記をもつ注文(「光」一七一一麻統郷所当田等注文／『鎌』四二二)でも、常吉戸年貢の費目として「租米」が計上されており、租米は一二世紀においても有効な財源として機能していたことがわかる(この点は前註(5) 勝山氏論文でも指摘されている)。
- この後、史料上では常吉戸墓廻では租米の存在が嘉祿二年(一一二六)まで確認できる。
- (28) 「光」一七一一四預所某絹返抄案(貞応元年(一一二二)・嘉祿元年(一一二五)分／『鎌』三〇二八・三四四三)、「光」一七一一五某白絹返抄案(建長六年(一一二四)〜同年分／『鎌』未収録)、「光」一七一一六預所年貢絹返抄案(嘉祿二年(一一二六)年分／『鎌』三四七三)。
- (29) 「光」一七一一四(2)／『鎌』三四四三。墨抹箇所を■で示した。
- (30) 売券における価格表記の直物から銭への切り替えは、安貞二年(一一二八)正月二十日付け僧俊玄治田売券写(「光」一六一一)を初見とする。
- (31) 神宮における判官は、まず二〇年に一度社殿を造替する式年遷宮を担う三等官の存在が確認できる(『皇太神宮儀式帳』『群書類従』第一輯所収)。そのほか、田政に携わる判官代があり、初見は『大神宮諸雜事記』(『群書類従』第一輯)の志摩国衙における事例だが、その他『大中臣氏系図』『度会氏系図』(いずれも『統群書類従』第七輯所収)で神宮神官の判官代就任事例がみられる。本史料の場合も、後者の判官代の類例に該当すると考えられる。
- (32) 「光」一七一一／『祭』／『鎌』二二八三〇。
- (33) 六箇山は「太良手山」あるいは「名張山」とも称される。天慶六年(九四三)十一月十九日付け伊賀国前名張郡司伊賀良茂請文案(「光」二〇一一)には、当地は神宮領として年序を経ることが記されている。六箇山は興福寺伝法院領や東大寺領黒田荘と接しており、しばしば堺相論も起きていたが(『中右記』天仁元年六月九日条・『大日本古文書』家わけ十八 東大寺文書二九八号)、中世を通じて

て神宮領として把握されていた。

- (34) 乾元二年(一三〇三)、蓮福寺別当万寿丸は寺領保護のために院宣の発給を求めて訴訟を起こしている。これは、正安元年(一二九九)に名張郡築瀬住人右馬允らによって六箇山内の奈垣・比奈地両郷の樹木が伐採されたこと(正安元年九月日付け伊賀国六箇山下三郷地頭代安倍家景申状『思文閣資料目録』二〇二号／『三重県史 資料編古代・中世(上)』黒田莊九三〇号)による。審議の結果、勅裁ではなく祭主の下知に従うようにとの院宣が下された。

〔光〕二四―二三―二五)

- (35) 〔光〕一七一―二五。

- (36) 勝山清次「中世伊勢神宮祭主裁判の一考察」(『中世伊勢神宮成立史の研究』塙書房、二〇〇九年)。

- (37) 〔光〕一七一―八／『鎌』二二二―二五。

- (38) 〔光〕一七一―七／『旧』／『鎌』一三三―二六。

- (39) 嘉元四年(二三〇六)十一月十一日付け某地当主人注文〔光〕三〇―一二、『鎌』二二七―六七号)。

常吉戸のある多気郡と三重郡(現三重県菰野町・朝日町・川越町)とは地理上の懸隔があるが、先ほどみた蓮福寺別当万寿丸と同様、神宮領関係者が広範にわたり活動していたことがうかがえる。

- (40) 常吉戸はもともと荒木田氏に給付された寄戸であった

が、一二世紀前半に度会氏へ沽却された(史料一)。棚橋氏(前註(3)棚橋氏著書)や鎌倉氏(前註(17)鎌倉氏論文)は、同時期に作成されたと比定される「光」一七一―二九を根拠に沽却後も常吉戸と荒木田氏の寄戸受給関係は変わらなかったとしており、筆者も一二世紀前半時点の状況として首肯できるものと考えるが、『史料六』や後掲『史料九』など、常吉戸の訴訟処理に関わっているのが外宮であるという点から、一四世紀までに常吉戸が度会氏の所管となっていたと判断する。

- (41) 〔光〕一七一―一六。

- (42) 〔光〕一七一―二〇／『旧』／『鎌』二八一―一七。割書をへで示した(以下の史料も同様)。「○」と表記した箇所について、ここは実際の史料中でも同様の表記がみられ、写の作成時点で判読が不可能であったことを示している。

- (43) 『延喜式』卷五齋宮式五忌詞条。ここで示された忌詞は、齋宮に限らず神宮の文書・典籍における使用例が多くみられる。

- (44) 『続日本紀』文武天皇二年(六九八)十二月二十九日条・宝龜三年(七七二)八月六日条。

- (45) 『類聚国史』弘仁七年(八一六)六月丙辰(二十二日)条。

- (46) 萩原龍夫「伊勢神宮と仏教」(『神々と村落 歴史学と

- 民俗学との接点』弘文堂、一九七八年。
- (47) 『玉葉』建久二年（一一九二）閏十二月二十八日条。
- (48) 建久三年（一一九二）正月二十六日付け官宣旨案（『伊勢釈尊寺領須崎岩淵沙汰文』／『鎌』五七八）。
- (49) 建久三年（一一九二）八月日付け神宮領注文（『神宮雜書』／『鎌』六一四）。
- (50) 中野達平「神宮法楽大般若経蔵について」（『地方史研究協議会編』『三重―その歴史と交流』雄山閣、一九八九年所収）。
- (51) 「光」八一三／『鎌』未収録。
- (52) 「大中臣氏系図」（『統群書類従』第七輯下所収）のうち、大中臣致時（治暦四年（一〇六八）に神宮少司をつとめた）と「伊勢公卿勅使雜例」（『統群書類従』第一輯下所収）にある）の子息信円の割注に「氏寺 中福寺別当」とあり、一世紀にはすでに建立されていた。
- (53) 正中二年（一三三五）十月日付け平安満等申状（『徵古文府』／『鎌』二九二四一）。
- (54) 「光」一七一三五／『旧』。
- (55) 年月日未詳の度会弘宗重申状写に、
玉串大内人度会神主弘宗重言上
欲「早且依「先規傍例」、且任「以前度々庁宣」、
付「願主」被「致」沙汰「衣冠料等事」（此未紛失）」
- とある（『旧』／「光」一七一三三）。こちらにも、『史料九』と近い時期に作成されたと考えられる。
- (56) 笠松弘至「中世の政治社会思想」（『岩波講座日本歴史中世3』岩波書店、一九七六年。のち笠松「日本中世法史論」東京大学出版会、一九七九年所収）。
- (57) 上横手雅敬「弘安の神領興行法をめぐって」（『日本文化史論叢』柴田実先生古稀記念会、一九七六年。のち上横手「鎌倉時代政治史研究」吉川弘文館、一九九一年所収）、川添昭二「鎮西探題と神領興行法」（『社会経済史学』二八一三、一九六三年）、村井章介「正和の神領興行法をめぐって」（『歴史学研究』四九五、一九七八年）、海津一朗「中世の変革と徳政——神領興行法の研究」（吉川弘文館、一九九四年）。
- (58) 『中世法制史料集』第一巻、新編追加一八二（参考八八）。
- (59) 同前、追加法六〇三。
- (60) 稲葉伸道「鎌倉中・後期における王朝の神社政策と伊勢神宮」（『名古屋大学文学部研究論集（史学）』五八、二〇一二年）。
- (61) 「徵古文府」／『鎌』二二七四七。東京大学史料編纂所写真帳（架蔵番号六一七一・五六―二三―二二）によって字句を改めた箇所がある。

- (62) 祭主一門出身の(大中臣)大炊助能直の所領支配が脅かされていることについて、このころ祭主一門の別相伝領否定の動向がみられることが稲本紀昭「斎宮領志摩国麻生浦御厨について」および前註(57)海津氏著書にて指摘されている。
- (63) 「光」二〇—二〇。枠を付した部分は、実際の史料表記を反映したものである。
- (64) 前註(56)笠松氏論文。
- (65) 同じく度会高興の押妨を訴えた年未詳。法常住院料雑掌賢範申状土代(「光」二〇—一八)でも「嘉元二年(一一三〇)謂(一一三〇)非器仁者武家被官也云々」と明記されており、対高興訴訟において法常住院側がこの先例を重要視していたことがうかがえる。
- (66) 正安三年(一一三〇—一)十月二十日付け関東御教書案写(「鐮矢伊勢宮方記」)『鎌』二〇八八三。海津氏は、前註(57)著書において、上記史料などを根拠として、正安期に神宮領を対象とした神領興行法が発令された可能性を指摘している。
- (67) 法常住院がこうした主張をおこなったことについて、前註(60)稲葉氏論文の以下の指摘が大いに参考になる。神社興行が盛んにおこなわれた亀山院政と伏見親政・院政について稲葉氏は、前者では別相伝の否定が推し進められ
- たのに対し、後者では一転して別相伝所領に対して消極的な態度がとられており、神宮の内部構造には干渉しない意図があった可能性を指摘している。このなかで氏は「史料一」を引用し、相論のなかで「別相伝であることが全く問題となっていない」ことを強調している。
- (68) 『通海参詣記』(『続群書類従』第三輯下所収)。
- (69) 大神宮法楽寺および通海については小島鉦作氏(「大神宮法楽寺及び大神宮法楽舎の研究——権僧正通海の事蹟を通じての考察——」『歴史地理』第五二巻第一・二・三号、一九二八年、および「遺明勘合貿易船伊勢法楽舎船の考察」『政治経済論叢』一三—三、一九六三年、いずれも小島『伊勢神宮史の研究』吉川弘文館、一九八五年所収)、佐々木裕子氏(「大神宮法楽寺・法楽舎考」『三重県史研究』第二六号、二〇一一年)の論考によってその事蹟を知ることができ。近年、山本倫弘氏は神宮周辺地域における神宮法楽の展開を見通し、そのなかに通海を位置づけた(山本「神宮法楽の展開と神宮周辺寺院」『寺院史研究』一五、二〇一六年)。
- (70) 永仁四年(一一二九六)二月二十三日付け大神宮神主注進状(『続群書類従』第一輯上所収)『鎌』一九〇〇三。
- (71) 正安四年(一一三〇二)五月十八日付け権律師良覚書状案(「光」七一三)『鎌』二二〇六七。

(72) 般若蔵は勅願所であり本願西園寺家とも深い関わりを保っていたから、これだけで大神宮法楽寺および法楽舎の末寺となったと考えることは難しい。末寺化ではなく、祈禱所の再編と評価すべきであろう。

(73) 『吉統記』正安三年(一三〇二)十二月十日条。海津氏も前註(57)著書において、正安三年令発令の契機として八月のハレー彗星到来と十二月の所属不明船の発見をあげている。

(74) 恵観は、光明寺住持として末寺法常住院などに加えて、志摩国を含む広範囲の神宮領を併呑し寺領を集積していた。恵観は神官組織と血縁的関わりを持たなかつたが、その経済力を背景に、神宮の実務を担う宮司の人事に関与した(櫻井彦「鎌倉後期大宮司職の変質」鎌倉遺文研究会編『鎌倉遺文研究三 鎌倉時代の政治と経済』、東京堂出版、二〇〇二年。のち櫻井「悪党と地域社会の研究」所収、校倉書房、二〇〇六年所収)。

『国史字』投稿規程

一、応募資格

国史学会会員

二、原稿の種類

- ①論文(四〇〇字詰原稿用紙換算で五〇枚〜八〇枚程度)
- ②研究ノート(同右 三〇枚〜五〇枚程度)
- ③史料紹介・④書評と論著の紹介・⑤学会動向(同右 五枚〜二〇枚程度)

いずれも未発表のものに限る。

三、投稿する論文・研究ノートは、次の五点をそろえて、本規定「六」の送付先に投稿すること。

ア、原稿

イ、英文タイトル

ウ、六〇〇字程度の要旨(日本語)、およびキーワード

(五件)

エ、原稿データ・要旨データの二点を保存した記憶媒体

(CD・R等)

四、審査 委員会の責任において査読する。

五、本誌に掲載された著作物の著作権は原則として著者本人に帰属する。但し、著作権のうち複製権・公衆発信権については、本会に属するものとする。(掲載後、要旨・キーワード(三のウ)を本学会ホームページに掲載する) 六、送付先は次のとおりとする。

国史学会委員会

〒一五〇一八四四〇 東京都渋谷区東四一〇一二八

國學院大學文学部資料室気付